



「個人番号」の取扱いについて

「個人番号」の取扱いについて
運転免許の更新や免許の取得などの手続きをする際に、
住民票を提出する際は、

**「個人番号」(マイナンバー)が
印字されていない
ものをご準備ください。**

なお、「個人番号」(マイナンバー)の「通知カード」は、
原則、本人確認書類として取り扱うことができません。



ご不明な点があれば、試験場にお尋ねください。

運転免許試験場 0957(53)2128



